





## 国内募集型企业旅行ご旅行条件書

【ご旅行条件はエースJTB、JTBMYSTYLEなど本文第2項に掲げる各社の国内募集型企业旅行に適用させていただきます】

は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

### 17. 旅行代金の払い戻し時期

- (1)当社は、「第12項(2)③」の規定により旅行代金を減額した場合又は「第15項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しはあっては解除の翌日から起算して7日以内、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しはあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- (2)本項の規定は、第19項(当社の責任)又は「第21項(お客様の責任)」の規定することにより、お客様又は当社が損害賠償を行われることを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引換え後の払戻しについては、お預ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

### 18. 添乗員・旅程管理等

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中では日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身で旅程管理をお願いします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なお客様ご自身をお預しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。また、本項(1)の業務を行うに際しては、必要に応じてお客様ご自身で必要な区間における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で旅行開始日から急遽ご旅行を中止し、また、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外に連絡が不可な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかった場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

### 19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企业旅行契約の履行にあたっては、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内当社に対しご通知がない場合は限ります。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止
  - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - ⑤自由行動中の事故
  - ⑥食中毒
  - ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・発路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更
  - ⑧目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物について本項(1)の損害が生じたときは、本項(1)のお客様からの損害発起期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対し申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)
- (4)手配代行としては、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者を行います。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

### 20. 特別補償

- (1)当社は募集型企业旅行の責任が生じるか否かを問わず、当社が特別補償規程により、お客様が募集型企业旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1,500万円)、後遺障害補償金(1,500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)及び病院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企业旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企业旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われなかった日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企业旅行参加中とは見なされません。
- (3)お客様が募集型企业旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企业旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(バンダイ、アイゼン、ザイル、ハンマー等)の登山用具を使用するもの、リュージョ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー、搭乗、超軽自動車(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロレール操縦その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企业旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含みます。)、各種「その他」に分類されるもの、コンピュータソフト等の当社契約に定められた範囲内にある補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社本項(1)に基づき補償金を支払うことにより、お客様が前項により損害賠償義務を重ねる場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

### 21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、当社はお客様から損害賠償を申し渡します。
- (2)お客様は、募集型企业旅行契約が履行されるに際しては、当社から提供された権限を適用し、お客様の権利義務その他の募集型企业旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、お客様が自らのご意欲によりその旨を添乗員、幹係員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が定める期日までに当社の指定した方法で支払うなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

### 22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企业旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企业旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。))の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企业旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画書」当社と明示します。

- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様が発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日または主たる募集型企业旅行の「無事帰日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者に責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者のみに限ります。
- (3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合には、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日または主たる募集型企业旅行の「無事帰日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

### 23. 旅程保証

- (1)当社は、次表を欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の要変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社の第19項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかな場合には、要変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は要変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていないこと、宿泊施設、宿舎、その他の設備の不備(いわゆる「オペレーション」)が発生したことによる変更の場合は要変更補償金を支払います。)
  - ②ホームページ・パンフレット等に記載された旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は要変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社が1つ以上の旅行契約に基づき支払う要変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1つ以上の旅行契約に基づき支払う要変更補償金の額が合計よりつき、1,000円未満であるときは、当社が要変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による要変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供を変更して補償を行うことがあります。

	変更補償金の額=1件につき日程×旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日より お客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金その他の変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了した空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直往の便変更又は経便の変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当該宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①~⑧の利率を適用せず、⑨の利率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は、1該当事項毎に1件とします。

注4：⑨の①に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：⑨②③④⑤⑥⑦⑧に掲げる運送機関が宿泊設備の付帯を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：運送機関の会社名の変更、宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関その他の変更に伴うものを含みます。

注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものの変更を伴う場合には適用しません。

注8：④宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に提供しているリストによりします。

### 24. 通信契約による旅行条件

- (1)当社は、当社又は委託旅行業者が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会社(以下「会員」といいます。))より(会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける)こと(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けられます。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができません) (1)本項以下「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日とします。(2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。(3)通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。(4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等」に記載する金額の旅行代金又は「第14項」に定める取消料の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(滅額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払戻します。

- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社から別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までにお支払いいただけない場合は、第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

### 25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られない場合であっても申しもたせぬとも言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

### 26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらに必要な範囲内、当社が旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社及び当社の提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配とそれらサービスの受領のためのお手続きに必要な範囲内、当社が旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社及び当社の提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を何として扱います。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合に連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社にご提供することによって連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあし旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業が当社業務の一部または全部を、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡易化、催物内容等の案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。この場合、お客様個人データのうち、個人データの入出記録、お客様の個人データを共同利用する当グループ企業及び個人データの管理を行っている当グループ企業については、「株式会社JTBホームページ(http://www.jtbcorp.jp/privacy/)」を参照ください。
- (6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があれば、速やかに対応するものとします。

### 27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

### 28. その他

- (1)お客様が個人のご案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様ご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産品店にご案内することがあります。お買物に際しましては、お客様のご購入にさせていただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行参加いたしません。
- (5)当社の募集型企业旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージプログラムを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

### 29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

### 30. その他

- (1)お客様が個人のご案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様ご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産品店にご案内することがあります。お買物に際しましては、お客様のご購入にさせていただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行参加いたしません。
- (5)当社の募集型企业旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージプログラムを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

【受託販売契約責任営業所】

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」